

太田市部活動方針

平成30年6月
太田市教育委員会

太田市教育委員会は、適正な部活動の運営に向けて、国の「運動部活動の在り方に
関する総合的なガイドライン」に則り、県の「適正な部活動の運営に関する方針」を
踏まえて、「太田市部活動方針」を策定した。学校は、従来の取り決めを見直し、「学
校の方針」をまとめ、各部の休養日及び活動時間等を公表するとともに、方針に沿つ
た運用の徹底を図るものとする。

なお、休養日の設定や活動時間については、生徒の心身の健康を重視して設定する
ことが重要である。また、けがの未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生
涯にわたり運動や文化に親しむ態度を養うものとする。さらに、働き方改革による教
職員の多忙化解消を図るものとする。

1 体制整備について

(1) 部活動の方針の策定等

○市教育委員会

- ・「太田市部活動方針」を策定
- ・1年毎に各校の実態を把握しながら修正

○学校

- ・「太田市部活動方針」を受け、「学校の方針」を策定
- ・定期的に職員会議等で「学校の方針」を確認
- ・ホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者に説明
- ・地区別懇談会や学校公開、地域の回覧板等を利用し、地域発信

○顧問

- ・毎月、活動計画【様式1】及び活動実績報告【様式2】を作成し、校長に
提出
- ・保護者会にて活動方針等を説明（保護者会がない場合は、活動計画と共に
通知）
- ・練習計画や試合日程等を事前に保護者へ周知

(2) 指導・運営に係る体制整備等

○市教育委員会

- ・部活動指導員や部活動指導協力者を学校に配置
以下の内容を理解した者とする。
 - ① 学校における部活動の位置付け
 - ② 教育的意義
 - ③ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
 - ④ 安全の確保や事故発生後の対応
 - ⑤ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
 - ⑥ 服務（校長の監督を受けること、生徒や保護者等の信頼を損ねるよう
な行為の禁止等）の遵守

○学校

- ・生徒数や安全面を考慮した適正な数の部を設置
- ・安全面に配慮し、日没を考慮した終了時刻の設定
- ・毎月の活動計画【様式1】及び活動実績報告【様式2】の確認、点検、指導
- ・教職員の指導日数や時間を点検、指導

(3) 部員数の減少に伴う対応

○学校

- ・複数校が合同で活動することを推進
(群馬県中学校体育連盟大会合同チーム参加規定による。)

(4) 地域との連携

○市教育委員会及び学校

- ・学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のため協力
- ・教育、スポーツ環境等の充実と支援

(5) 部活動検討委員会の設置

○学校

- ・部活動の取組や活動を評価し、改善するための組織を設置
- ・構成は、学校職員、保護者、地域有識者（スポーツ関係、文化関係、医療関係等）とし、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて協議
- ・学校評議員会やPTA役員会等を活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）
- 体罰・ハラスメントの根絶
- 適切な休養日の設定
- 体力向上や技能・技術の向上により、生涯を通じて運動や文化に親しむ態度の醸成
- ストレス等による意欲低下の未然防止
- 技能や記録の向上のための科学的トレーニングの積極的な導入
- 休養を適切にとりつつ、短時間で効果的な指導
- 生徒との信頼関係の醸成

(2) 体罰等の未然防止

- 指導としての暴力や暴言の禁止
- 懲戒としての体罰の禁止
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為の

禁止

○保護者等も同様の認識を持たせるため、学校や顧問から積極的に説明

3 適切な休養日の設定等について

(1) 週当たりの休養日の設定

○平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上の休養日を設定する。

※土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の①②の場合とする。ただし、2週間を目安に代替休養日を確保すること。練習や練習試合での両日の活動は行わない。

①土・日曜日の両日が大会である。

②日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

(2) 長期休業中の休養日の設定

○長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

(3) 活動時間の設定

○合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。

○土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(4) 朝練習の実施

○朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で実施する。

- ・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。
- ・実施する場合には、希望者のみとする。
- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようとする。
- ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

4 参加する大会等の精選と移動手段について

(1) 大会の精選

○校長

- ・生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

(2) 移動手段

○市教育委員会

- ・県春季大会・県総合体育大会・県新人大会の選手輸送に関して、保護者の車での移動に対し、交通事故傷害保険をかけるものとする。

○顧問

- ・協力する保護者の任意保険加入状況を確認すると共に、配車計画を作成する。ただし、県総合体育大会の1日目については、市で用意した貸し切りバスとスクールバスに乗車することとする。
原則は、公共交通機関を利用するものとする。